

刊行にあたって

金融機関が顧客から支持される条件の1つに、個々の行職員が「高いレベルで金融知識・技能を身につけていること」があげられます。このような事情を背景として、銀行業務検定試験は、金融取引におけるさまざまな知識および技能に関する各種検定試験を実施することで、それぞれの習得度合いを判定しています。

「銀行業務検定試験・税務2級」は、所得税・相続税・法人税などを中心に、顧客からの税務相談に対応できる程度の実践的な税務知識について、その習得度合いを判定するための記述式の試験です。したがって、解答にあたっては、いかにわかりやすく簡潔に文章をまとめるかが問われます。そのためには、十分な税務知識を必要とすることはもちろん、過去の出題傾向に即した練習問題を実際に何度も解き、書いてみるのが大切でしょう。したがって、本書は出題の意図・ポイントを的確に把握したうえで文章をまとめ、または計算する点に配慮して編集されています。

なお、過去の問題（最新7回分）については、「税務2級問題解説集」に収録してあります。本書とあわせて有効に活用することにより、「銀行業務検定試験・税務2級」に合格され、よりいっそう日常業務に邁進されることを祈念して止みません。

2019年10月

経済法令研究会

※本書は、従来の「受験対策シリーズ」から「公式テキスト」に名称変更したものです。

※本書は、2019年10月1日時点の法令にもとづいて記述しています。

目 次

- ◆ 記述式答案の書き方
- ◆ 答案の具体例 (良い例・良くない例)
- ◆ 学習のしかた
- ◆ 税務2級出題範囲
- ◆ 出題項目別一覧 (過去7回分)
- ◆ 令和2年以降の改正内容等
- ◆ 所得税等の各種速算表
- ◆ 所得税の税率と控除額

所 得 税

○本編のガイド	2
1 所得税額計算の一巡	11
2 金融商品等の課税方式	25
3 株式等の課税関係	42
4 同一生計親族に対する対価の支払	60
5 不動産の賃貸	71
6 青色申告の特典	80
7 損益通算	89
8 納付税額の計算	100
9 資産の譲渡と課税方式～基本編～	108
10 資産の譲渡と課税方式～応用編～	120
11 居住用財産の買換え・特別控除	129
12 所得控除・税額控除	139
コラム「財産分与」	152

相続税・贈与税

○本編のガイド	154
13 相続税額計算の一巡	160
14 相続人の範囲	170
15 相続税の課税財産・非課税財産	181
16 債務控除	189

17	生前贈与加算・贈与税額控除	197
18	配偶者に対する相続税額の軽減	207
19	家屋・宅地等の評価方法	216
20	小規模宅地等の評価特例	224
21	一般的な財産の評価	233
22	取引相場のない株式の評価	240
23	贈与税額計算の一巡	249
24	住宅取得や教育、結婚・子育て資金にかかる非課税特例	258
25	相続時精算課税制度	272
26	贈与税の配偶者控除・負担付贈与等	278
	コラム「真実の所有者」	284

法人税

○本編のガイド	286
27 課税所得金額・法人税額計算の一巡	290
28 租税公課の取扱い	302
29 交際費・寄附金の取扱い	310
30 受取配当等の益金不算入額	320
31 役員給与の取扱い	328
32 貸倒引当金の取扱い	338
33 減価償却	346
コラム「法人と個人の間の取引」	355

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.khk.co.jp/>）に掲載いたします。

（ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌TOP](#) の下部の [追補・正誤表](#)）

所得税額計算の一巡

出題【18年・問1／17年・問1／16年・問1／15年・問3／14年・問1／13年・問1】

基本問題

甲は物品販売業を営む青色申告者であり、令和元年分所得税額の計算に必要な資料は、次のとおりである。

1. 収入・経費などに関する資料

- (1) 物品販売業による総収入金額 1,200万円／必要経費 1,300万円
- (2) 貸室（2室）による総収入金額 240万円／必要経費等 110万円
（注）必要経費等のなかには、青色申告特別控除額65万円を含んでいる。
- (3) 生命保険契約にもとづく満期一時金
総収入金額 500万円／支払保険料 300万円
（注）保険期間は15年であり、保険料負担者・受取人はともに甲である。
- (4) N I S A口座にかかる上場株式の配当金収入 1万円
- (5) 所有期間10年の土地（更地）を売却したことによる収入金額 2,000万円
（注）取得費は1,500万円であり、譲渡費用として70万円を支出した。

2. その他の資料

- (1) 前年分に生じた純損失の金額 25万円
（注）総所得金額の計算上生じた（青色申告書を提出している）金額である。
- (2) 所得控除の合計額 210万円

〔質問〕生命保険契約にもとづく満期一時金の所得分類について、次のうち正しいものを指摘するとともに、その所得の金額を計算過程を明示のうえ算出してください。

- (1) 退職所得
- (2) 一時所得
- (3) 雑所得

問題理解と解答作成ポイント

所得税は、個人の1年間（1/1～12/31）に生じたすべての所得（非課税所得を除く）に対して課税される。ただし、所得の発生態様（発生原因）によっては、必要経費の範囲や担税力（税負担能力）に差異があるため、所得税法において所得を10種類に区分し、その区分された所得ごとに各種所得の計算方法および課税方法を個別に定めることにより、課税上の公平を図っている。

1 所得の分類

所得税法では、図表1－1のような10種類に所得を分類し、それぞれの計算方法を定めている。

〈図表1－1〉 所得の種類と計算方法

所得の種類	所得の計算方法
利子所得(所23)	所得の金額＝収入金額
配当所得(所24)	所得の金額＝収入金額－元本取得に要した負債の利子
不動産所得(所26)	所得の金額＝総収入金額－必要経費
事業所得(所27)	所得の金額＝総収入金額－必要経費
給与所得(所28)	所得の金額＝収入金額－給与所得控除額
譲渡所得(所33)	所得の金額＝総収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額(50万円)
一時所得(所34)	所得の金額＝総収入金額－支出した金額－特別控除額(50万円)
雑所得(所35)	所得の金額＝ $\left(\begin{array}{c} \text{公的年金等} \\ \text{の収入金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{公的年金等} \\ \text{控除額} \end{array} \right) + (\text{総収入金額} - \text{必要経費})$
退職所得(所30)	所得の金額＝ $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$
山林所得(所32)	所得の金額＝総収入金額－必要経費－特別控除額(50万円)

2 非課税所得

非課税所得とは、法律などの規定により、課税所得から除外される所得をいう。したがって、非課税所得には所得税が（住民税も）課税されない。反対に、非課税所得に損失が生じた場合であっても、その損失はなかったものとみなされる。

(1) 所得税法の規定により非課税とされる主なもの

- ① 給与所得者の通勤手当（月額15万円が限度）
- ② 生活用動産（家具・什器・衣類など）の譲渡による所得
 - ※ 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属や書画骨董などの譲渡による所得は課税される。
- ③ オープン型証券投資信託の特別分配金
- ④ 損害保険契約等にもとづく保険金・給付金で、身体の傷害・資産の損害に基因して本人・配偶者・直系血族などが支払を受けるもの
 - ※ 資産の損害からは、棚卸資産等の損失について支払を受けるもので、事業所得などの収入金額に代わる性質を有するものを除く。

〔上記④の計算例〕

自己所有の事業用倉庫が火災により焼失した場合

損害保険の保険金受取額 100万円

火災消失直前の帳簿価額 170万円

上記の計算例において、非課税所得は受取保険金の100万円である。ただし、各種所得（事業所得など）の計算上必要経費に算入される火災損失額は、直前の帳簿価額170万円から非課税所得である受取保険金100万円を差し引いた70万円（170万円－100万円）とする点に注意が必要である。

なお、直前の帳簿価額が100万円で受取保険金が170万円のときには、必要経費に算入される火災損失額はなく（0円）、受取保険金のうち帳簿価額を上回る70万円が非課税所得となる。

(2) 租税特別措置法の規定により非課税とされる主なもの

- ① 納税準備預金の利子（目的外引出の日の属する利子計算期間対応分の利子は課税される）
- ② 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子（下記③を含めた元本550万円が限度）
- ③ 勤労者財産形成年金貯蓄の利子（上記②を含めた元本550万円が

14 所得税

限度／生命保険金等にかかるものは385万円が限度)

- ④ NISA・ジュニアNISA・つみたてNISA口座内の少額上場株式等にかかる配当所得および譲渡所得

(3) その他の法律の規定により非課税とされる主なもの

- ① 厚生年金保険の保険給付（障害厚生年金・遺族厚生年金）
- ② 国民年金の給付（障害基礎年金・遺族基礎年金）
- ③ 確定拠出年金・確定給付企業年金のうち障害給付金
- ④ 雇用保険の失業等給付（求職者給付・就職促進給付など）

3 総合課税と分離課税

(1) 所得税法による申告分離課税

所得税は所得を10種類に分類し、それぞれの「所得の金額」を個別に計算した後（非課税所得を除く）に、これらを合算し累進税率を適用して課税する**総合課税**を原則としている。ただし、退職所得と山林所得については発生原因・担税力（税負担能力）などを考慮し、**所得税法**（所法）により、それぞれ単独で累進税率を乗ずる**申告分離課税**扱い（確定申告の際に他の所得と合算しない方式）となっている。

(2) 措税特別措置法による申告分離課税

同様に、譲渡所得は総合課税を原則とするものの、土地建物等にかかる譲渡所得と株式等・公社債等にかかる譲渡所得については、その担税力や金融・証券税制などの考慮のため、**租税特別措置法**（措法）において一律の税率による**申告分離課税**扱いとされている。このうち、土地建物等にかかる譲渡所得については、重い税負担を課すための「短期譲渡所得」と、軽い税負担を課すための「長期譲渡所得」に区分される。

なお、配当所得は総合課税扱いを原則とするが、措法により上場株式等の配当等（上場株式は所有割合が3%未満のもの）は、申告分離課税の選択ができる。同様に、先物取引にかかる雑所得等も、申告分離課税扱いを受ける。

〈執筆協力〉
安井 誠（税理士）

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.khk.co.jp/>）に掲載いたします。

（ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌TOP](#) の下部の [追補・正誤表](#)）

銀行業務検定試験 公式テキスト 税務2級 2020年3月受験用

2019年11月27日 第1刷発行

編 者 経済法令研究会
発 行 者 金 子 幸 司
発 行 所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表03-3267-4811 制作03-3267-4897

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

制作／経法ビジネス出版(株)・栗林貴子 印刷／日本ハイコム(株) 製本／(株)ブックアート

©Keizai-hourei kenkyukai 2019

ISBN978-4-7668-4369-9

経済法令研究会のホームページ
<https://www.khk.co.jp/>

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。